

○藤枝市老人福祉センター条例施行規則

昭和50年3月31日

規則第7号

改正 平成5年3月30日規則第23号

平成17年12月28日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市老人福祉センター条例(昭和50年藤枝市条例第8号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定める。

(利用の申請)

第2条 藤枝市老人福祉センター藤美園(以下「福祉センター」という。)を利用しようとする者は、藤枝市老人福祉センター利用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、利用の日の属する月前3か月から行うものとする。

(利用の許可)

第3条 前条第1項の申請書の提出があったときは、指定管理者はこれを審査し、利用を認めたものについては、藤枝市老人福祉センター利用許可書を交付する。

(利用の取消)

第4条 福祉センターの利用許可を受けた者がその利用を取り消したいときは、藤枝市老人福祉センター利用許可取消願(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 器物又は施設を傷つけないようにすること。
- (2) 許可を受けないで物品を展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の入室)

第6条 福祉センターの職員は、管理上必要があるときは、使用中の室等に入室することができる。

附 則

この規則は、昭和 5 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 3 0 日規則第 2 3 号）

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に作成されている用紙は、第 1 条から第 1 5 条までの改正規定による改正後の第 1 条から第 1 5 条までに掲げる規則の規定にかかわらず、当分の間調整して使用することができる。

附 則（平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日規則第 4 0 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市老人福祉センター利用許可申請書				年	月	日
(あて先)						
申請者				住 所		
氏 名				(団体名及び代表者名)		
藤枝市老人福祉センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり利用したいので 許可くださるよう申請します。						
記						
利 用 目 的						
利 用 日 時		月	日	自午	時	分
				至午	時	分
利用室名及び設備						
利 用 予 定 人 員		男	人	計	人	
		女	人			
利 用 責 任 者		氏名			電話 (公) (有)	
許可月日及び番号		年	月	日	第	号

第2号様式(第4条関係)

藤枝市老人福祉センター利用許可取消願			
(あて先)			
申請者		住所 氏名 (団体名及び代表者名)	
使 用 の 目 的			
使 用 の 日 時			
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	許可 番号	第 号
取 消 し を 受 け よ う とする理由			
(注) (1) この取消願は、許可された利用日の2日前までに提出してください。 (2) この取消願を提出するときは、利用許可証を添付してください。			

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）